

証券コード 7794  
2023年6月8日

株 主 各 位

大阪府豊中市上新田四丁目6番3号  
株式会社イーディーピー  
代表取締役社長 藤 森 直 治

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.d-edp.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7794/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イーディーピー」又は「コード」に当社証券コード「7794」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席にかえて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

**〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町二丁目1番  
千里阪急ホテル 東館2階 樹林  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第14期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役の報酬額改定の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由をご通知いただくことが必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトまたは東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- また、今後の株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月23日（金曜日）  
午前10時



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX月XX日


基本日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

見本  
ログイン用QRコード  
XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
仮パスワード  
XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

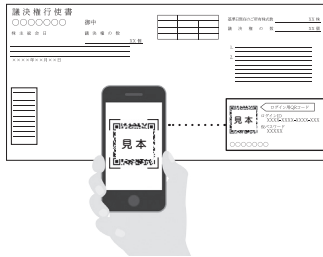
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

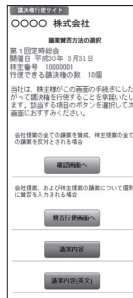
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

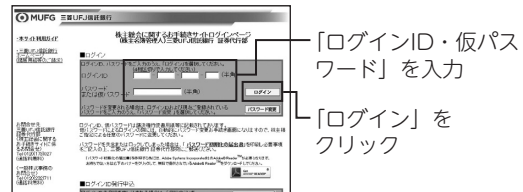
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



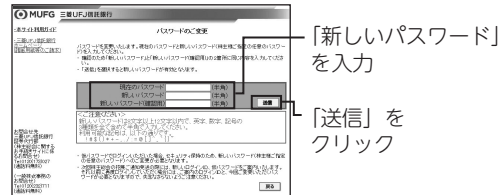
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふじ もり なお じ 藤 森 直 治 (1949年7月3日)	1975年4月 住友電気工業株式会社入社 2003年4月 独立行政法人産業技術総合研究所（現国立研究開発法人産業技術総合研究所）入所 2009年9月 当社設立 取締役 2010年4月 東京大学生産技術研究所顧問研究員 2010年5月 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム顧問（現任） 2010年5月 当社 代表取締役社長（現任） 2012年4月 独立行政法人産業技術総合研究所（現国立研究開発法人産業技術総合研究所）名誉リサーチャー（現任）	209,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 藤森直治氏につきましては、企業や研究機関において長きにわたり人工ダイヤモンド単結晶の製造技術を開発してきた学識経験に加えて、2010年から当社の代表取締役社長として事業の強化・拡大を推進してまいりました。 これまでの実績から、今後も当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	たか ぎし しゅう し 高 岸 秀 滋 (1950年11月23日)	1974年 4 月 東レ株式会社入社 2002年 5 月 東洋コミュニティ株式会社 リフォーム 部長 2008年11月 医療法人快生会事務局長 (出向) 2011年 5 月 当社入社 総務部長 2015年 6 月 当社取締役兼総務部長 2017年 5 月 当社常務取締役兼総務部長 2022年 6 月 当社専務取締役兼総務部長 (現任)	9,500株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高岸秀滋氏につきましては、当社入社以降一貫して管理部門の責任者として、管理体制の構築に取り組んでまいりました。 これまでの実績から、今後も当社の経営理念を実現し、コーポレートガバナンスや管理体制の強化を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	はやし ただ し 林 雅 志 (1959年7月10日)	1985年 4 月 日本ペイント株式会社入社 2013年 4 月 同社 生産技術部長 2019年10月 当社入社 2020年 2 月 当社製造部長 2020年 4 月 当社生産部長 2020年 6 月 当社取締役兼生産部長 2022年 6 月 当社常務取締役兼生産部長 (現任)	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 林雅志氏につきましては、製造業における生産技術、生産管理の豊富な経験を有しており、当社入社以降一貫して生産部門の責任者として生産体制の構築に取り組んでまいりました。 これまでの実績から、今後も当社の経営理念を実現し、生産部門の強化を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	きた しろ かく た ろう 北 城 恪 太 郎 (1944年4月21日)	1967年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1993年 1 月 同社代表取締役社長 1999年12月 I B Mアジア・パシフィック プレジデ ント兼日本アイ・ビー・エム株式会社代 表取締役会長 2002年 4 月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社）取 締役 2003年 4 月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2005年 6 月 オムロン株式会社取締役 2007年 4 月 公益社団法人経済同友会終身幹事 2007年 5 月 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問 2007年 6 月 Ngi group株式会社（現ユナイテッド株 式会社）取締役 2009年 4 月 サイジニア株式会社取締役（現任） 2009年12月 当社取締役（現任） 2010年 6 月 学校法人国際基督教大学理事長 2011年 2 月 文部科学省中央教育審議会委員 2012年 5 月 日本アイ・ビー・エム株式会社相談役 2015年 3 月 株式会社ブイキューブ取締役 2017年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談 役(現任) 2017年 5 月 トライオン株式会社取締役（現任） 2019年 8 月 株式会社インフォ・クリエイツ取締役 (現任)	54,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>            北城恪太郎氏につきましては、日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識を豊富に有していることから、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5 ※	みつ だ よし たか 光 田 好 孝 (1959年11月1日)	1993年 7 月 東京大学生産技術研究所 助教授 2002年 7 月 文部科学省高等教育局高等教育企画課専門官 (2004年3月まで兼職) 2005年 6 月 国立大学法人東京大学生産技術研究所教授 2009年 4 月 同大学 総長特任補佐 (財務担当) (2013年3月退任) 同大学 生産技術研究所副所長 (2014年3月退任) 2014年 5 月 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム 会長 2020年 3 月 同大学 退職 2020年 4 月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 (現任) 2020年 6 月 同大学 名誉教授 (現任) 2022年 6 月 株式会社UACJ 社外取締役 (現任)	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 光田好孝氏につきましては、ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関する豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験を有しております。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、当社の研究開発へ客観的視点から有益な助言を行っていただくとともに、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 北城恪太郎氏及び光田好孝氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、北城恪太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、光田好孝氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員等を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合など、一定の免責



事由があります。)。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、北城恪太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、光田好孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役西野徳一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者大松信貴氏は、監査役西野徳一氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
おおまつのぶたか 大松信貴 (1970年7月24日)	1996年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 1999年5月 公認会計士登録 2016年7月 金融庁 公認会計士・監査審査会 出向 2018年6月 EY新日本有限責任監査法人 帰任 2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 退所 2020年8月 大松公認会計士事務所 所長（現任） 2020年9月 税理士登録 2021年2月 川上塗料株式会社 社外監査役（現任） 2021年6月 株式会社エスティック 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年9月 株式会社タケウチ建設 社外監査役（現任）	一 株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b>                      大松信貴氏につきましては、公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有し、加えて上場企業の社外取締役並びに社外監査役としての実績があることから、当社の業務執行の適法性を監査することができると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者大松信貴氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大松信貴氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、大松信貴氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監

査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員等を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合など、一定の免責事由があります。）。候補者である大松信貴氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 大松信貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の当社第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、今般第4号議案でご提案させていただいております取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬制度の導入にあたり、当該報酬（非金銭報酬）部分を除く取締役の金銭報酬の額を年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案及び第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、ご承認いただいた内容とも整合するよう、2023年5月23日に開催した当社取締役会において、事業報告「4. 会社役員の状況(5)取締役及び監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の内、取締役の報酬額の決定方針について、後記の参考資料「取締役の報酬等に関する決定方針」に記載のとおり変更することを決議しております。本議案は当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在、報酬の支給対象となる取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「取締役5名選任の件」が承認可決されましても、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数に変更はありません。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の当社第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）として、ご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.28%程度〔（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.74%程度）〕と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案及び第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、ご承認いただいた内容とも整合するよう、2023年5月23日に開催した当社取締役会において、事業報告「4. 会社役員状況(5)取締役及び監査役報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の内、取締役の報酬額の決定方針について、後記の参考資料「取締役の報酬等に関する決定方針」に記載のとおり変更することを決議しております。本議案は当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在、報酬の支給対象となる取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案「取締役5名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様となります。

#### 記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数36,000株（うち社外取締役7,200株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、2年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の相談役、顧問及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

<参考資料>

## 取締役の報酬等に関する決定方針

当社の取締役は、当社が人類の直面する課題の解決に貢献するために持続的な成長を期し、株主の皆様とのコミュニケーションによって当社への期待を認識し、これによって当社の企業価値を向上させることが求められている。このために、当社は取締役が業務目標の達成を精励することを促すため、その報酬等は各取締役の実績を考慮に入れた内容とする。

この基本的な考え方に基づき、取締役の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」ならびに「賞与」によって構成する



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page, intended for writing practice.

メ モ

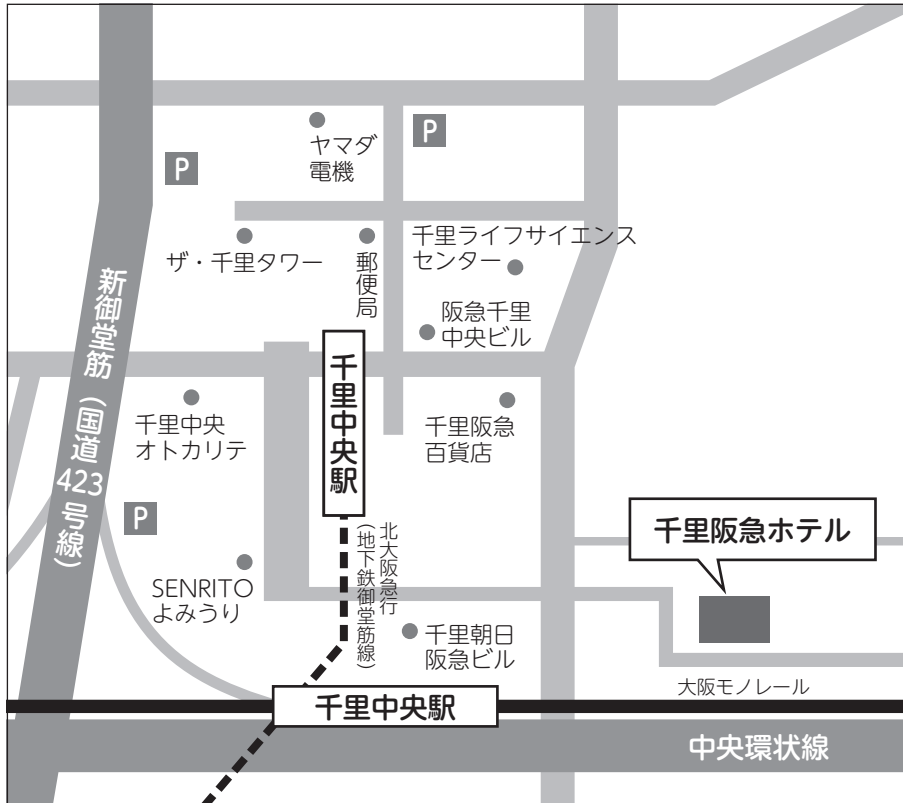
A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines intended for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府豊中市新千里東町二丁目1番  
千里阪急ホテル 東館2階 樹林  
TEL 06-6872-2211



交通	北大阪急行 千里中央駅	南改札口下車	徒歩約5分
	大阪モノレール 千里中央駅	下車	徒歩約5分